

ときわ会訪問看護ステーション 指定訪問看護事業及び介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人ときわ会が開設する「ときわ会訪問看護ステーション」が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業は、疾病や障がいを抱える療養者、その家族及び要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、居宅において健康の維持・増進及び回復を図るとともに、療養者本人が望む終末期を迎えられるよう支援することを目的とする。

また、個人が目指す生活の質（QOL）の向上を図り、療養者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

介護予防訪問看護を提供する場合は、療養者ができる限り要介護状態とならず、自立した生活を営むことができるよう支援する。

上記を目的として事業を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称：医療法人ときわ会 ときわ会訪問看護ステーション
- 2 所在地：青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2-1

(運営の方針)

第3条 運営の方針は、次のとおりとする。

- 1 （指定介護予防）指定訪問看護の提供にあたっては、利用者の心身の状況等に応じて妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものにならないよう、看護目標及び訪問看護計画に沿って行うものとする。
- 2 利用者の主治医との緊密な連携に基づき、心身機能の維持回復及び残薬を含む服薬状況の把握に努め、適切な療養生活を支援する。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する地域の市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 （指定介護予防）訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 自ら提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 （指定介護予防）訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 8 （指定介護予防）指定訪問看護を行う場合は、モニタリングを実施し、（介護予防）訪問看護計画書及び報告書を作成の上、主治医へ提出する。

- 9 (指定介護予防) 指定訪問看護は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する。
- 10 (指定介護予防) 指定訪問看護は、提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(看護師) 看護師の人数に含む
- 2 看護師 4名(常勤)
- 3 理学療法士 1名(常勤)
- 4 作業療法士 2名(常勤)
- 5 言語聴覚士 1名(非常勤)

各職種の職務内容は、指定訪問看護に関する業務とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、12月31日から1月3日まで及び8月13・14日の午後、10月第3土曜日を除く。
- 2 営業時間 平日 午前8時50分から午後4時50分
土曜日 午前8時50分から午後0時30分
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 上記の営業日、営業時間以外にも看護計画上必要となる場合、必要に応じて対応する。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うことを目的として、その内容を次のとおりとする。

- 1 (介護予防) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標を設定し、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

(サービス内容の例)

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

- 2 (介護予防) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を実施し、(介護予防) 訪問看護報告書を作成する。

(介護予防) 訪問看護計画書及び報告書は、主治医へ提出する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他費用は次のとおりとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外で行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

通常の事業実施範囲を超える場合 1回 200 円 を徴収する。

(2) 日常使用する物品・衛生材料の購入を依頼された場合は自費とする。

(3) 休日の訪問看護に対して、1日 2000 円加算（自費負担）。

(4) 死亡後の看護処置に対して、寝衣なし 8800 円、寝衣あり 10890 円を実費徴収する。

- 3 その他費用の徴収を行う場合はあらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- ①藤崎町 ②平川市尾上地区 ③田舎館村 ④青森市浪岡地区 ⑤板柳町
- ⑥弘前市（東・第一中学区） ⑦五所川原市（高野・持子沢地区）
- ⑧黒石市（浅瀬石地区まで）とする。

(緊急時における対応、安全管理体制の確保)

第9条 事業所は、提供する訪問看護サービスの安全性を確保し、医療事故等の発生を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 訪問看護に係る安全管理のための指針の整備。
- 2 事故発生時（利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき）は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 3 事故発生時における報告、原因分析及び再発防止策を講ずる。
- 4 従業者に対する安全管理に関する定期的な研修を実施する。

(身体拘束等の禁止)

第10条 訪問看護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

- 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 11 条 訪問看護は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するために担当者を置く。
- 5 訪問看護等のサービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センター等の関係機関に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 訪問看護は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下 BCP という）を策定し、当該 BCP に従い必要な措置を講ずる。

- 2 訪問看護は、従業者に対し、BCP について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 訪問看護は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて BCP の変更を行う。

(相談・苦情対応)

第 13 条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望・苦情に対し迅速に対応する。

- 1 前項の苦情等の内容については、法人内患者サポート報告書に記載し、法人内で周知の上、患者支援会議及び理事と検討するものとする。
- 2 患者サポート報告書は、3 年間保存する。

(経済上の利益の提供等の禁止)

第 14 条 事業所は、利用者に対し、物品の対価の値引きその他の不当な経済上の利益の提供により、利用者を誘引してはならない。

- 2 事業所は、他の事業者又はその従業者に対し、利用者を紹介する対価として金品を提供することその他の不当な経済上の利益を提供することにより、利用者を誘引してはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後 3 カ月以内
2. 継続研修 法人内の研修（各委員会主催）県外研修

必須項目：認知症・感染症・個人情報・医療安全

3. 業務継続に向けた計画の策定
4. (高齢者) 虐待防止の推進
5. ハラスメント防止

第 16 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

第 17 条 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があり、看護師等の就業環境が害されることを防止する。
(法人内ハラスメント防止規定に準ずる)

第 18 条 ステーションは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに利用者に対するサービス提供の記録を、その完結の日から 3 年間保存する。

第 19 条 事業所は、本規程に定める重要事項について、ステーション内への掲示及びウェブサイト等への掲載（情報公表）を行うものとする。

第 20 条 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人ときわ会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 11 月 1 日に改正された。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日に改正された。
この規程は令和 4 年 4 月 1 日に改正された。
この規程は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は令和 8 年 6 月 1 日に改正された。